第1章 基本事項

1-1 .....計画の概要

（1）都市マスタープランとは

（2）策定目的

（3）位置付け

（4）対象区域

（5）目標年次

1-2 ..... 上位計画の整理

（1）山形広域都市計画区域マスタープラン

（2）第７次上山市振興計画

（3）上山市国土利用計画

1-3 ..... 地理と人口動態

（1）位置と地勢

（2）都市の沿革

（3）人口増減と高齢化率の状況

（4）人口動態の状況

第1章 基本事項

1-1 計画の概要

（1）都市マスタープランとは

都市マスタープランとは、都市計画法第 18 条の２に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市の長期的なまちづくりの方針を総合的かつ体系的に示すものです。

策定にあたっては、住民に最も近い立場にある行政（市）が、住民の意見を反映させながら進めることになります。

（2）策定目的

本市では、将来の上山のまちづくりの目標として 1998 年（平成 10 年）に策定した「上山市都市マスタープラン」に基づき、都市計画事業を進めてきました。

しかし、策定から 20 年が経ち、これまでの拡大社会における都市計画と異なり、年々深刻化する人口減少及び少子高齢化の縮小社会の中で、都市の生活を支える機能の低下が懸念されています。

一方で、上山市の最上位計画である第７次上山市振興計画を 2016 年（平成 28 年）に策定し、新たな方針のもと各種施策を展開しています。

これら諸般の変化に対応した新たなまちづくりの方針として、「第２期上山市都市マスタープラン」を策定します。

（3）位置付け

「上山市都市マスタープラン」の上位計画や関連計画をまとめています。

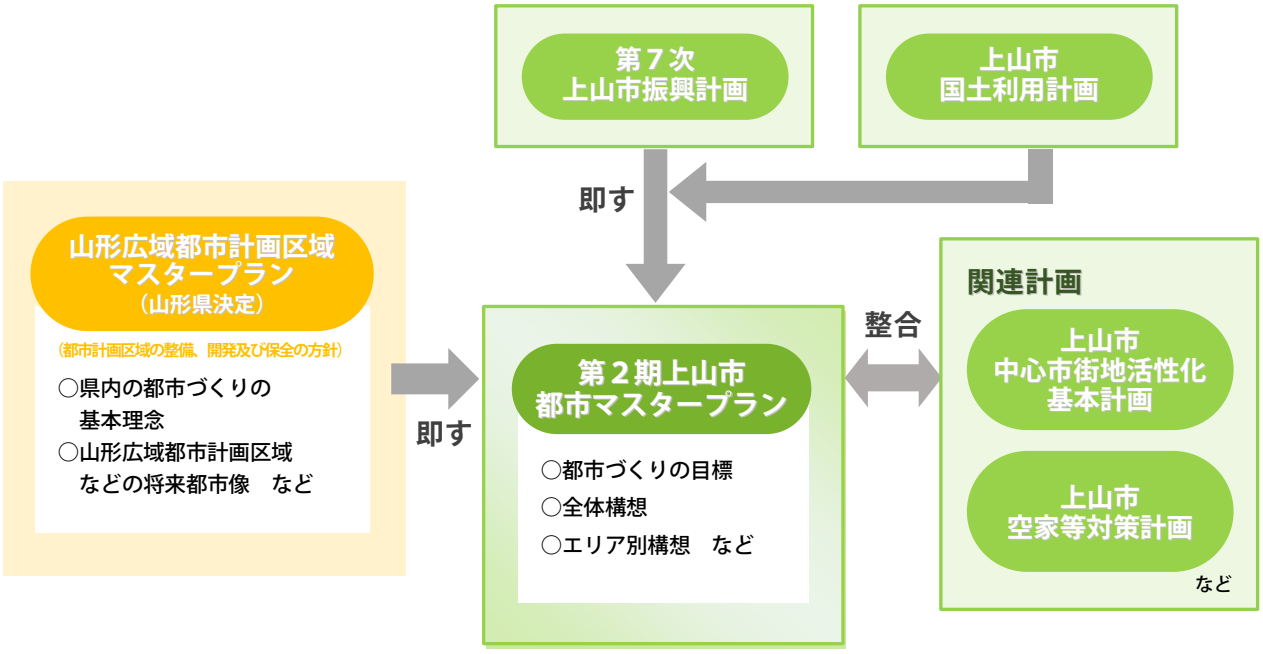

（4）対象区域

山形広域都市計画区域マスタープランに即すことから、対象区域を本市の都市計画区域内とします。ただし、都市計画区域外であっても、土地利用や都市施設の状況から、都市計画区域と一体的に検討する必要があると考えられる地区については、対象区域に含めます。

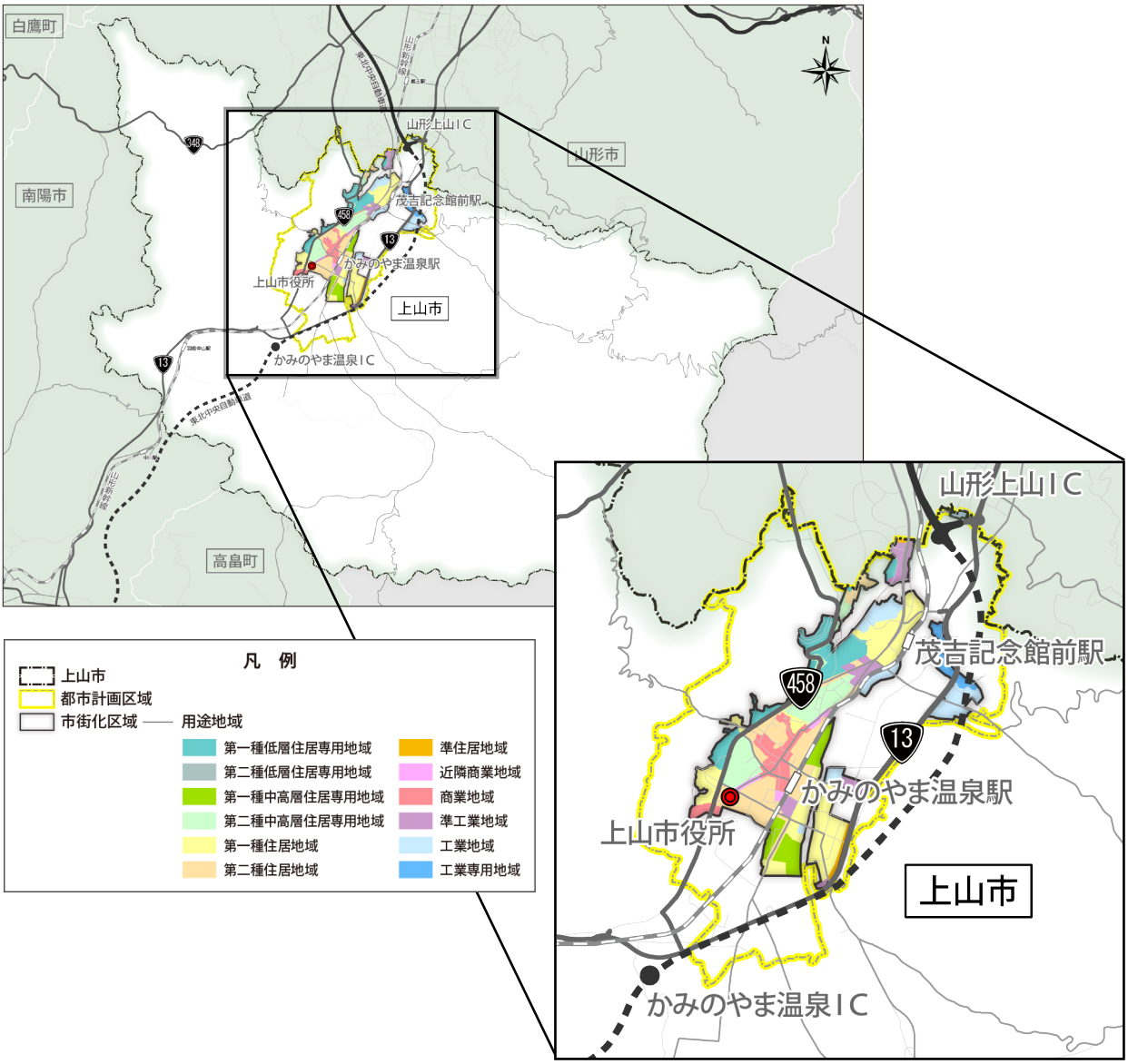

（5）目標年次

都市マスタープランの目標年次は通常 20 年前後を想定していますが、本市の最上位計画である第７次振興計画の計画期間が８年間であることから、その後の振興計画の期間も考慮し、第２期は **2031 年**を目標とします。

第1章 基本事項

1-2 上位計画の整理

上山市の都市計画に係る上位計画の概要を示します。

計画名及び策定年月	都市計画に関する項目
（1）山形広域都市計画区域マスタープラン 平成 24 年 8 月	県都山形市を中心に上山市、天童市、山辺町、中山町の３市２町で構成される山形広域都市計画区域において、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針を定めたもの
（2）第 7 次上山市振興計画 平成 28 年 3 月	将来都市像『また来たくなるまち　ずっと居たいまち～クアオルト　かみのやま～』を実現するために、まちづくりの基本的な方向性や役割分担を明らかにし、行政が役割を果たしていくべき施策及び事業を示したもの
（3）上山市国土利用計画 平成 23 年 12 月	利用区分別の土地利用の適正な転換と土地の有効利用の推進などについて示したもの

（1）山形広域都市計画区域マスタープラン

山形広域都市計画区域は、村山地域発展の中心となる都市圏として位置付けられています。

山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）は、「第３次山形県総合発展計画」の村山地域の発展方向に沿って、特に「多様な地域資源を活かした新たな価値の創造」、「さまざまな分野の交流・連携による活性化」による活力ある都市圏の形成を目指し、基本理念、基本的な方向性を定めたものです。

目標年次

都市づくりの基本理念、主要な都市計画の決定方針：概ね 20 年後の平成 42 年
（※基準年次は、国勢調査が行われた平成 17 年としている。）
区域区分、主要な施設の整備目標：概ね 10 年後の平成 32 年

山形広域都市圏の基本理念

『創造と交流による活力溢れる中核都市圏の形成』

都市づくりの基本的な方向性

（1）都市機能の集積と利便性が高くコンパクトな中枢都市圏の形成
（2）低炭素型都市を実現する交通網・交通機関の整備
（3）地域の歴史文化を保全・活用した魅力あるまちづくり
（4）快適で安全な暮らしを実現する都市環境の整備
（5）良好な自然環境と調和した都市景観の形成
（6）市街地周辺の集落のコミュニティの維持・増進
（7）都市内及び他地域との交流を促す広域交通網の整備

主要な都市計画の決定の方針【上山市部分一部抜粋】

（2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
2）主要な施設の配置の方針
ア）道路など
ⅱ）主要幹線道路
広域道路網や周辺都市をつなぐ道路として、（都）上山山形天童線（国道 13 号）、（都）上山山形西天童線（（主）山形上山線、（主）山形羽入線）などを位置付けます。
（3）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
②市街地整備の目標
おおむね今後 10 年以内に優先的に実施する予定の主な事業は、次のとおりとします。
事業種別：土地区画整理事業
名称　：上山市 蔵王みはらしの丘

（2）第７次上山市振興計画

第６次上山市振興計画が平成 18 年に策定され、都市基盤整備では、東北中央自動車道の高速交通網やアクセス道路網の整備、山形ニュータウン「蔵王みはらしの丘」の整備、上山競馬場跡地の民間活用などが図られ、本市発展の基礎が着実に築かれてきています。

一方、社会経済情勢については、景気回復を実感しづらい状況が続いており、また、少子高齢化・人口減少は、本市においては、全国を上回る水準で進行しています。このような状況下においても、市民と行政が知恵を出し合いながら、市民一人一人が活躍できる上山らしい未来を切り拓く確かなビジョンを描く必要があります。

このことを踏まえ、市民主体のまちづくりの指針となる第７次上山市振興計画が策定されています。

期　間

基本構想 平成 28～35 年度（８年間）

将来都市像

『また来たくなるまち ずっと居たいまち～クアオルト かみのやま～』

６つの目標

Ⅰ 「はぐくむ」笑顔いっぱいのまち
Ⅱ 「やすらぐ」元気であたたかいまち
Ⅲ 「にぎわう」魅力と活力あふれるまち
Ⅳ 「うるおう」快適に暮らせるまち
Ⅴ 「つながる」みんなで創る住みよいまち
Ⅵ 「すすめる」施策実現のための行政運営

基本計画の基本施策【一部抜粋】

第３章　にぎわう『魅力と活力あふれるまち』
基本施策 3－2　　賑わいと活気ある商業を実現します
　施策 3－2－1　中心市街地の活性化
　目標１：中心市街地活性化の計画的な推進
　目標２：中心市街地の賑わいづくり

第４章　うるおう『快適に暮らせるまち』
基本施策 4－1　　柔軟かつ均衡のとれた土地利用を図ります
　施策 4－1－1　土地利用の適切な規制
　目標１：各種法令に基づく開発行為の規制
　施策 4－1－2　地籍調査事業の推進
　目標１：土地利用のための基礎データの整備

（3）上山市国土利用計画

市土（上山市の区域における国土）は、限られた資源であるとともに、市民の生活及び経済活動に係る共通の基盤です。市土の利用にあたっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に十分配慮して、市民の健康で文化的な生活環境の確保と市土の持続可能な発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行わなければなりません。上山市国土利用計画は、本市の土地利用に関して他の計画の基本となるもので、上山市振興計画との整合を図り、土地利用の方向性を示しています。

目標年次

平成 32 年

市土地利用の基本方針

限られた資源である市土を効率的に活用していくために、利用目的に応じた区分ごとに個々の市土需要に対しての量的な調整と市土利用の質的な向上を図る必要がある。さらに、市土利用については様々な点を考慮して総合的なマネジメントを進めることにより、持続可能な市土管理を行っていく。

（1）土地需要の量的調整／自然的土地利用の適正な保全と耕作放棄地などの適切な活用　など
（2）市土利用の質的向上／危険箇所の解消、減災の考え方を踏まえた維持管理と補修　など
（3）市土利用の総合的なマネジメント／実情に即した諸問題への総合的かつ柔軟な取組

基本方針の具体的方策【一部抜粋】

（1）土地需要の量的調整

・地域の選定や市街地における土地の高度利用、低未利用地の有効活用などを計画的にマネジメントすることにより、その合理化及び効率化を図るとともに、身近な自然を確保しながら、良好な市街地の形成と再生を図る。

（2）市土利用の質的向上

○安全で安心できる市土利用

・災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な土地利用を基本とし、急傾斜地崩壊対策、治山、河川改修などを進めることにより危険箇所の解消を図る。
・橋梁や道路、河川やため池については、減災の考え方を踏まえた維持管理と補修を図り、災害防止の観点から農用地や森林の保水・遊水機能を保全するなど、安全性を総合的に高める。

地域類型ごとの市土利用の基本方向【一部抜粋】

1　市街地

・少子・高齢化に対応し、地域の活力を創出するため、集約型都市構造を目指し、安全性、環境への負荷低減、景観に配慮した拠点性の高いコンパクトなまちづくりを推進する。

1-3 地理と人口動態

（1）位置と地勢

本市は、山形県内陸部の南東にあり、東京から約 350km に位置します。市域は東西 23.1km、南北に 18.8km の広がりを持ち、面積は 241km² となっています。市の東側は、宮城県川崎町、七ヶ宿町、北側は山形市、南側は南陽市、高畠町に隣接しています。

蔵王連峰のすそ野に上山盆地が広がり、市内を蔵王川、須川、前川が流れ、半円状の盆地に市街地が形成されています。南東部は、低地で水田地帯が広がっています。

北東部及び東部は台地が広がり、畑地帯を囲むように山林が斜面を形成しています。

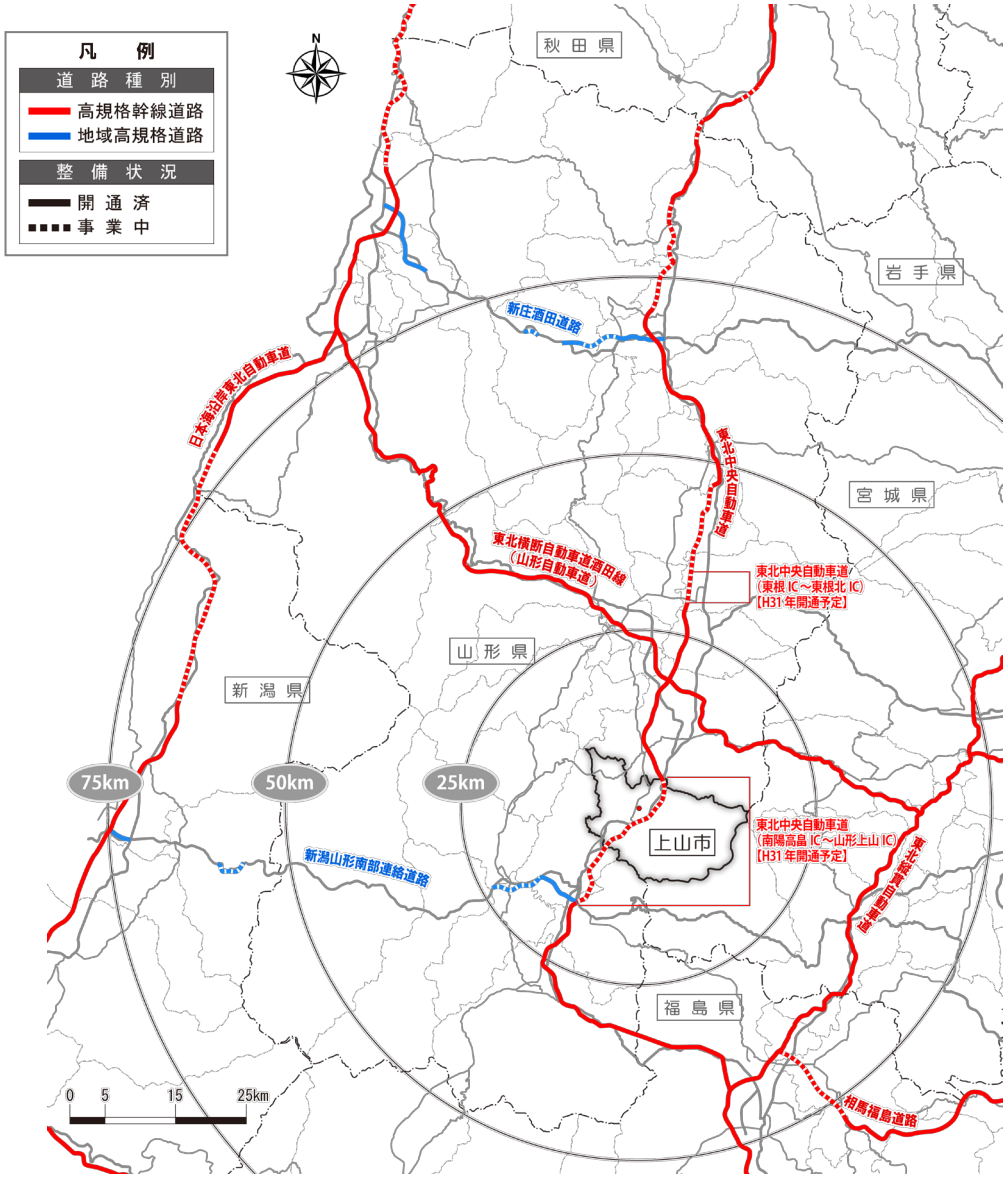

▲ 広域圏における位置図

（2）都市の沿革

昭和 29 年に上山町、西郷村、本庄村、東村、宮生村、中川村が合併し、上山市となりました。その後昭和 31 年に久保手、昭和 32 年に中山、山元村及び金瓶を編入しました。また昭和 44 年に山形市、上山市、天童市、山辺町及び中山町の３市２町による山形広域都市計画区域が構成されました。

昭和 49 年に上山市公共下水道事業計画を決定し、下水道の整備を進めました。また、昭和 53 年に四ツ谷三千刈土地区画整理事業、平成６年に金生土地区画整理事業、平成 10 年に山形ニュータウン地区土地区画整理事業（蔵王みはらしの丘）などが計画決定となり、宅地需要の受け皿として宅地整備を進めました。

道路整備については、平成９年に国道 13 号上山バイパス（金谷～金生間）が４車線開通するなど、本市の骨格道路として現在も大きな役割を果たしています。また、東北中央自動車道（南陽高畠 IC～山形上山 IC 間）の開通が平成 31 年に予定されており、かみのやま温泉 IC を中心とした新たな土地利用やまちづくりが期待されます。

（3）人口増減と高齢化率の状況

人口は、昭和 60 年をピークとし、減少傾向が続いています。高度成長期であった昭和 45 年を起点とし、山形県及び本市人口増減率の推移をみると、本市は平成２年から、県では平成 17 年から人口減少が続いています。本市では、県より 15 年早くその傾向が表れています。

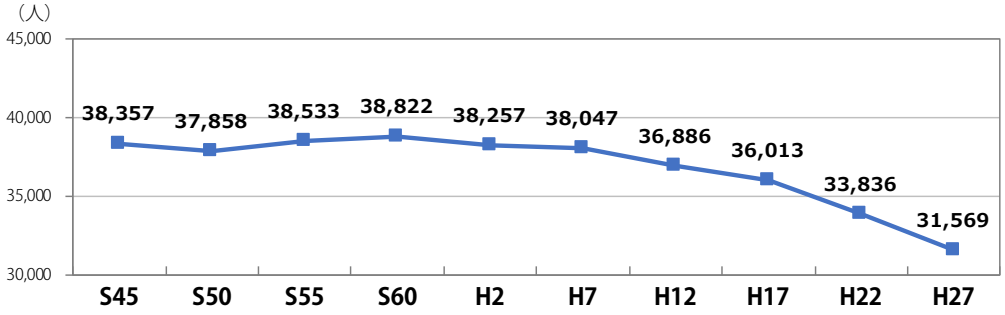

▲ 総人口の推移

資料： 国勢調査

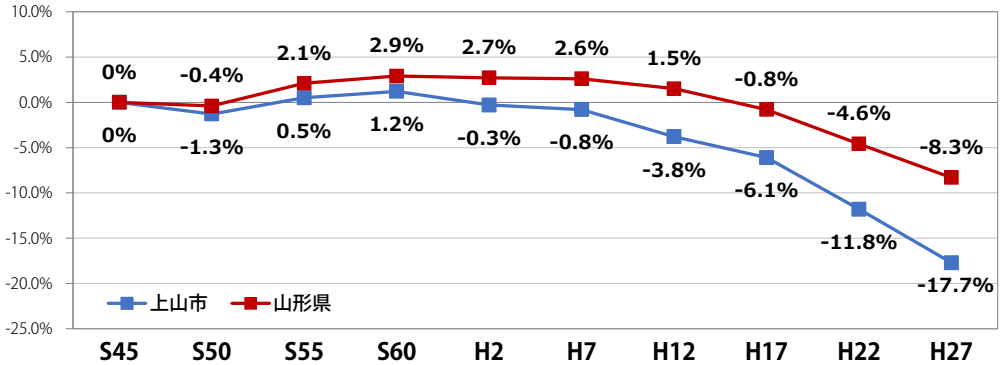

▲ 本市と山形県の人口増減率

資料： 国勢調査

人口を年齢構成（３区分）別にみると、平成 27 年は、15 歳未満の年少人口が 3,224 人（年齢不詳人口を除いた総人口に占める割合 10.2%）、15～64 歳の生産年齢人口が 17,191 人（54.4%）、65 歳以上の老年人口が 11,154 人（35.3%）となっています。平成７年から生産年齢人口が減少し続ける一方で、高齢人口は増加し続けています。

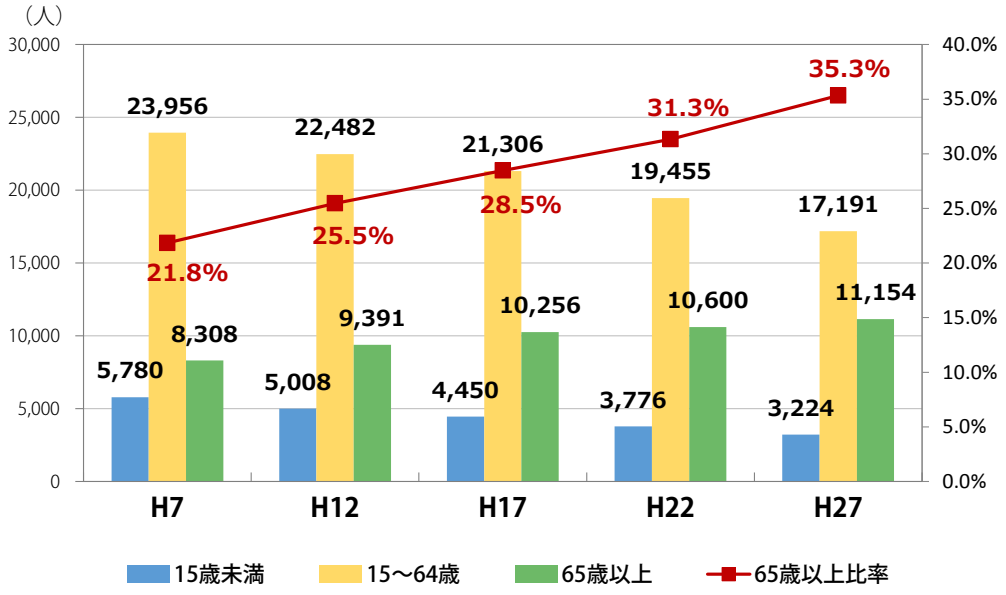

▲ 年齢３区分別人口の推移

資料： 国勢調査

本市の高齢化率※は全国の高齢化率と比べて高く、また、山形県の高齢化率との開きも徐々に拡大しています。

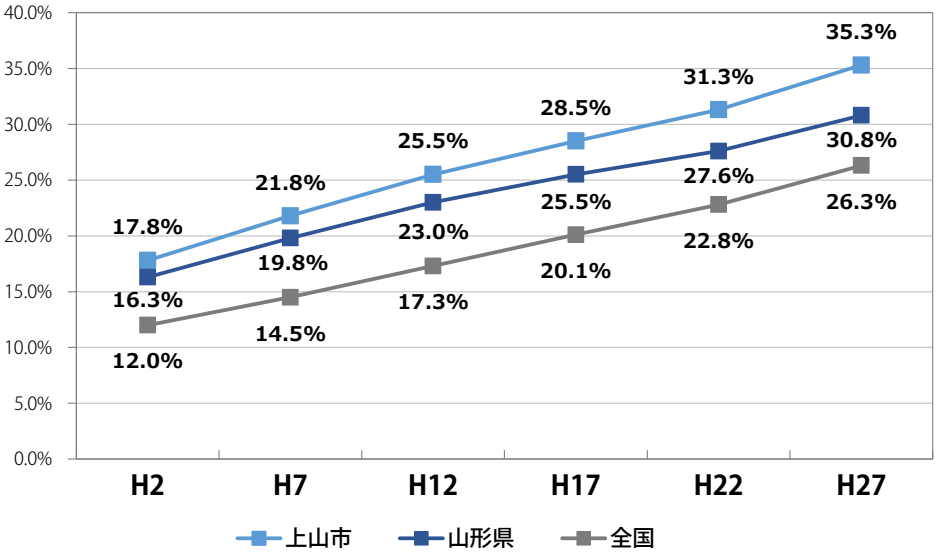

▲山形県と本市の高齢化率の推移

※総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合

資料： 国勢調査

（4）人口動態の状況

人口移動については、近年は毎年、400 人から 500 人の人口が減少しており、10 年間では 4,600 人近く減少しています。自然増減は、1 年あたり 300 人前後の減、社会増減は、100 人から 200 人強の減の間で推移しています。総数では、400 人から 500 人強の減で推移し、自然減が社会減を約 40 人から 200 人強の間で上回っており、各年での平均では、自然減が 295 人、社会減が 167 人となっています。

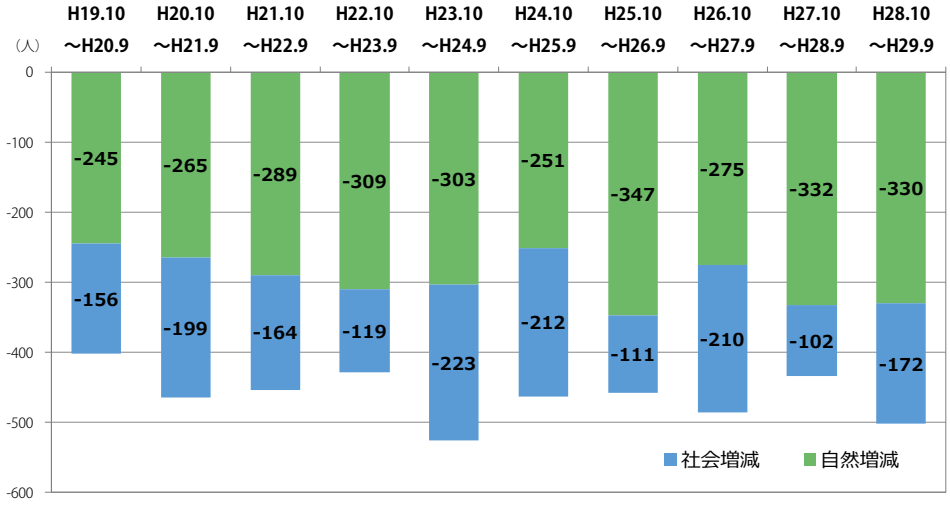

▲ 人口移動の状況

資料： 山形県常住人口調査

平成 27 年の市内の地区別人口は、本庁地区で 21,523 人（平成 18 年比 1,800 人弱の減）、中川地区 3,051 人（同 600 人弱の減）、西郷地区 2,214 人（同 450 人強の減）などとなっており、本庄地区、東地区、宮生地区でも平成 18 年と比べ約 270 人ずつ減少しています。

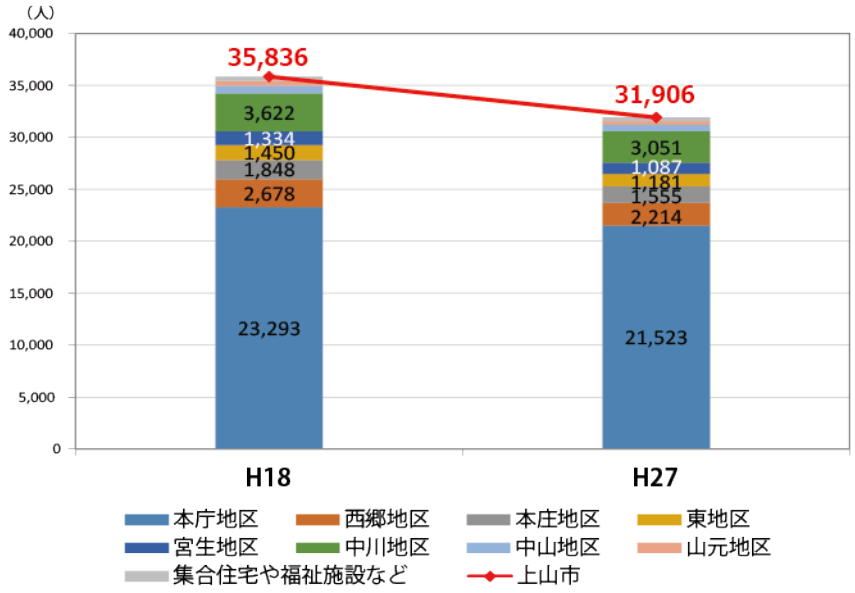

▲ 人口移動の状況（地区別）

資料： 数字で見るかみのやま

本市の人口は、かみのやま温泉駅周辺（石崎、矢来、美咲町）、（主）山形上山線沿い（四ツ谷、旭町、弁天）、金生土地区画整理事業区域内に多く集積しています。

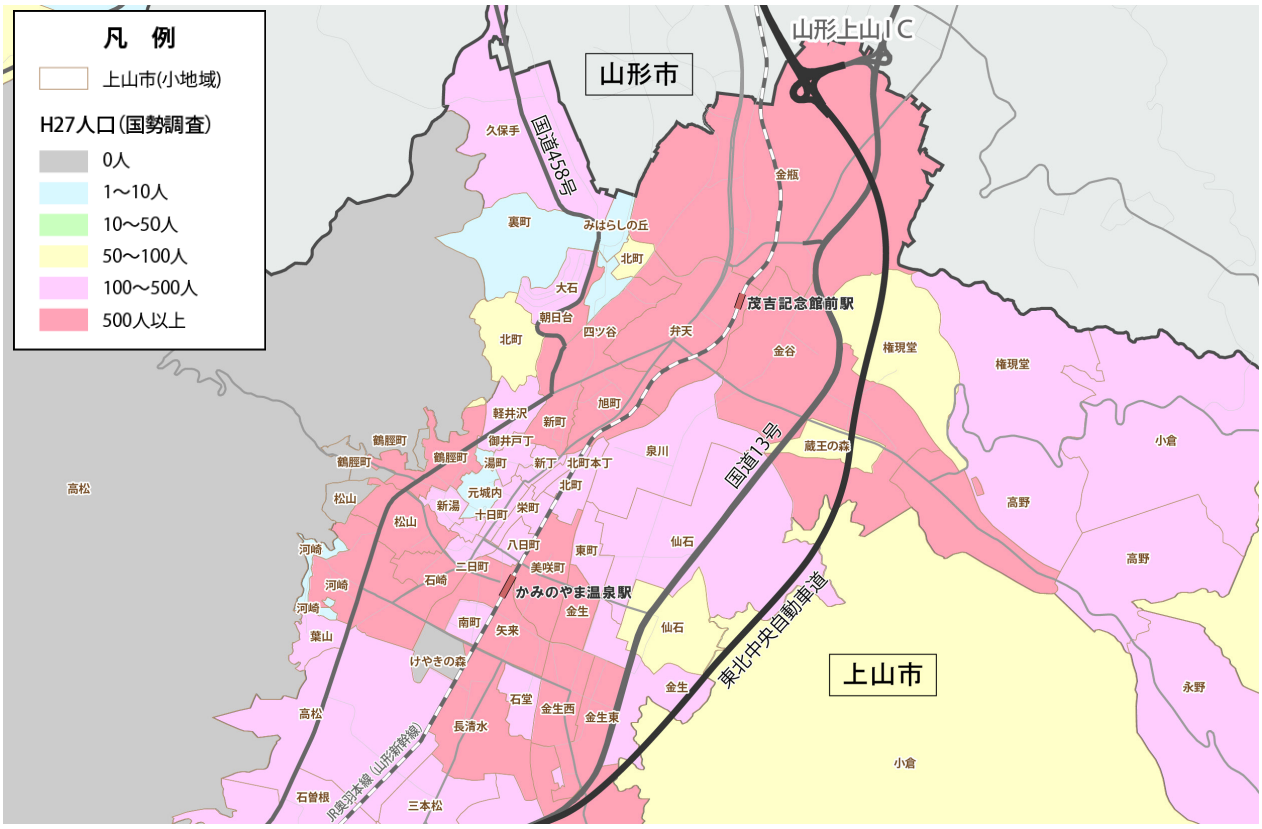

▲ 人口分布状況

資料： 国勢調査（平成 27 年）

本市の従業・通学者数は、他市区町村への従業・通学者数よりも多く、半数を超えています。一方で、本市と近隣市町村の流入者数・流出者数を見ると、流出者数が増加し流入者数が減少する傾向にあることが分かります。

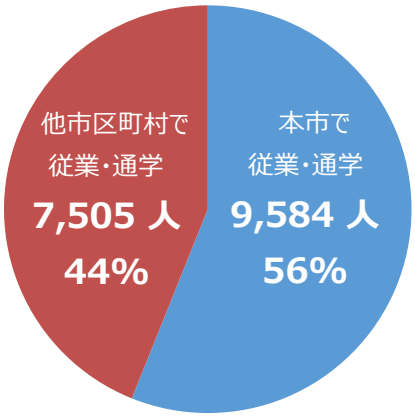

▲ 常住地による従業・通学者

資料： 国勢調査（平成 27 年）

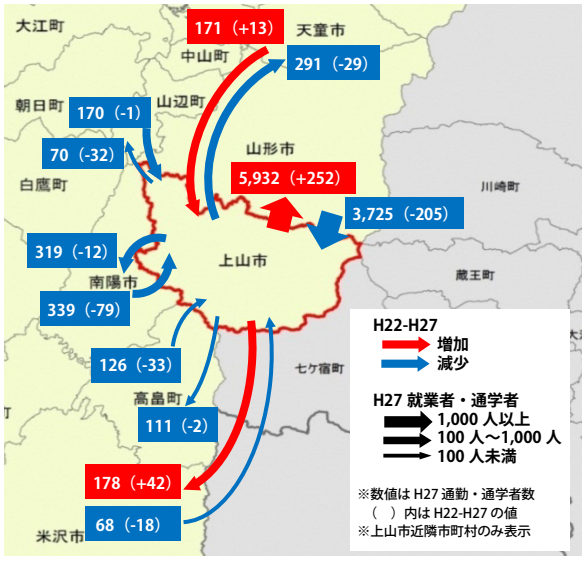

▲ 通勤・通学流動図

資料： 国勢調査（平成 22 年、平成 27 年）